

# 株式取扱規定

## 第1章 総 則

(目 的)

第1条 当会社の株式に関する取扱については、定款第8条に基づきこの規定によるほか、法令ならびに株式会社証券保管振替機構（以下「機構」という）がその振替業に関し定めた規則および振替業の業務処理の方法および口座管理機関の定め（以下「機構等の規則等」という）による。

(株主名簿管理人)

第2条 当会社の株主名簿管理人、同事務取扱場所および同取次所は、次のとおりとする。

株主名簿管理人 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号

三井住友信託銀行株式会社

同事務取扱場所 大阪府中央区北浜四丁目5番33号

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

## 第2章 株主の権利の行使方法等

(書面交付請求権および異議申述)

第3条 会社法第325条の5第1項に規定された株主総会参考書類等の電子提供措置事項を記載した書面の交付の請求（以下「書面交付請求」という。）および同条第5項に規定された異議の申述をするときは、書面により行うものとする。ただし、口座管理機関を経由して書面交付請求をする場合は、機構等の規則等によるものとする。

(少数株主権等の行使方法)

第4条 法令の定めによる少数株主権等の行使は、第4章に規定する場合を除き、当会社の定める書式により当会社に対して、書面をもって行うものとする。この場合、当会社は株主に対して、個別株主通知の申出を受付けた口座管理機関の発行する受付票および本人確認書類の提出を求めることができる。

(代理人による請求書)

第5条 この規定による請求、通知または届出を代理人により行うときは代理権を証明する書面を、保佐人または補助人の同意を要するときは、同意を証明する書面を提出するものとする。

(証明書類または保証人)

第6条 この規定による請求、通知または届出その他当会社において必要と認めるときは、証明書類の提出または保証人の保証をもとめることができる。

### 第3章 届出事項

(常任代理人または仮住所)

第7条 株主が常任代理人または株主に対する通知を受けるべき仮住所を定めるときは、当会社に対し、口座管理機関を通じてその旨を届け出るものとする。

(2) 株主の住所が外国にあるときは、前項による届出を行うものとする。

(3) 第1項による常任代理人または株主に対する通知を受けるべき仮住所に変更があったときは速やかにその旨を届け出るものとする。

### 第4章 単元未満株式の買取請求の取扱

(買取請求の方式)

第8条 単元未満株式の買取を請求するときは、機構等の規則等に定められた方法により口座管理機関を経由して行う。

(2) 前項の請求の効力は、請求書(請求事項を記録した電磁的記録を含む)が、第2条に定める株主名簿管理人事務取扱場所に提出されたときに生ずる。

(1株あたりの買取価格)

第9条 単元未満株式の買取価格は、前条による買取請求の効力発生の日(以下買取請求日という)の株式会社東京証券取引所の開設する市場(以下東京市場という)における最終価格をもって、1株当たりの買取価格とする。

(2) 買取請求日に東京市場において売買取引がないときは、同市場においてその後最初にされた売買取引の成立価格とする。

(買取代金の支払)

第10条 単元未満株式の買取請求による買取代金は、前条により決定した1株あたりの買取価格に買取請求のなされた株式数を乗じた額とする。

(2) 買取代金から第12条第2項に規定する手数料を控除した額を、買取価格決定の日から遅滞なく買取請求者に支払うものとする。

(3) 買取請求者は買取代金について送金方法を指定しまたは代理受理者を定めることができる。

(買取株式の移転)

第11条 買取請求を受けた単元未満株式は、前条による買取代金を支払ったときに当会社の口座への振替をする。ただし、前条第3項により買取代金について送金方法が指定されたときは、送金手続完了日をもって当会社の口座へ振替をする。

## 第5章 手数料その他

(手数料)

第12条 当会社の株式に関する手数料は、第8条による単元未満株式を買取る場合を除いて無料とする。

(2) 買取請求に基づいて単元未満株式を買取る場合の手数は、以下に定める算式により算定した額を、買取った単元未満株式数で按分した金額とする。

(算式) 第9条に定める1株当たりの買取価格に1単元の株式数を乗じた合計金額のうち

100万円以下の金額につき	1.150%
---------------	--------

100万円を超え500万円以下の金額につき	0.900%
-----------------------	--------

(円位未満の端数を生じた場合には切り捨てる。)

ただし、1単元当たりの算定金額が、2,500円に満たない場合には、2,500円とする。

(本規定の改廃)

第13条 本規定の改廃は、取締役会の決議によるものとする。

制 定 昭和57年10月 1日

改 定 平成 4年 3月 1日

平成 7年11月 1日

平成11年10月 1日  
平成12年 5月20日  
平成13年10月 1日  
平成15年 4月 1日  
平成18年 6月29日  
平成21年 1月 5日  
平成24年 4月 1日  
平成25年 7月16日  
2022年 9月 1日